

Ⅲ 飲料水等について

水の種類	検査対象者	関連法令・省庁・協会	基準
飲料水 (水道水・井戸水)	水道事業者 個人	水道法	水道法に基づく水質基準に関する省令 水質管理目標設定項目(28項目) 要検討項目(44項目)
	ビル管理法該当施設	建築物における衛生的環境 の確保に関する法律 (通称 ビル管理法)	水道法に基づく水質基準に関する省令 水質管理目標設定項目・ 要検討項目
	井戸水、ボーリング水 等を飲用に用いる者	厚生労働省	飲用井戸等衛生対策要領

※当社は水道法20条専用水道水質検査機関として厚生労働省の登録を受け
一定規模以上の施設(専用水道)の水質検査も可能です。

- 備考 ①飲料水は、水質基準に適合するものでなければならず、水道法により水道事業者等に検査の義務が課されています。
また水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目が水質管理目標設定項目とされています。
- ②ビル管理法該当施設では、ビル管理法により6ヶ月以内に1回の15項目検査、年1回(6月～9月)の
消毒副生成物(11項目)の検査が必要です。
また井戸水等を使用する場合は、これに加えて給水前に50項目検査、3年に1回の7項目検査が必要です。
- ③井戸水、ボーリング水等を飲用に用いる者は適否検査を受けなくてはなりません。

水道水質基準項目

(水道水質基準全50項目) (原水検査39項目)
(病原微生物及び性状に関する検査9項目)
(消毒剤・消毒副生成物検査12項目)

検査項目 基:水道水質基準全50項目(測定頻度1回/年)

原:原水検査39項目(測定頻度1回/3月)

病:病原微生物及び性状に関する検査9項目(測定頻度1回/月)

消:消毒剤・消毒副生成物検査12項目

区分	検査項目				基準項目	水質基準
	基	原	病	消		
微生物	●	●	●		一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること
	●	●	●		大腸菌	検出されないこと
無機物質・重金属類	●	●			カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.01mg/l以下であること
	●	●			水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/l以下であること
	●	●			セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/l以下であること
	●	●			鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/l以下であること
	●	●			ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/l以下であること
	●	●			六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05mg/l以下であること
	●	●		●	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/l以下であること
	●	●			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること
	●	●			フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/l以下であること
	●	●			ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/l以下であること
一般有機化学物質	●	●			四塩化炭素	0.002mg/l以下であること
	●	●			1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること
	●	●			シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること
	●	●			ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること
	●	●			テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること
	●	●			トリクロロエチレン	0.03mg/l以下であること
	●	●			ベンゼン	0.01mg/l以下であること
	●			●	塩素酸	0.6mg/l以下であること
消毒副生成物	●			●	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること
	●			●	クロロホルム	0.06mg/l以下であること
	●			●	①ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下であること
	●			●	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること
	●			●	②臭素酸	0.01mg/l以下であること
	●			●	総トリハロメタン (①~④のそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/l以下であること
	●			●	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下であること
	●			●	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること
	●			●	③ブロモホルム	0.09mg/l以下であること
	●			●	④ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること
色	●				亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/l以下であること
	●	●			アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/l以下であること
	●	●			鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/l以下であること
	●	●			銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/l以下であること
味	●	●			ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/l以下であること
色	●	●			マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/l以下であること

区分	検査項目				基準項目	水質基準
	基	原	病	消		
味	●	●	●		塩化物イオン	200mg/l以下であること
	●	●			カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること
	●	●			蒸発残留物	500mg/l以下であること
発泡	●	●			陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること
におい	●	●			ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること
発泡	●	●			2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること
	●	●			非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること
におい	●	●			フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/l以下であること
味	●	●	●		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること
基礎的性状	●	●	●		pH 値	5.8以上8.6以下であること
	●	●	●		味	異常でないこと
	●	●	●		臭気	異常でないこと
	●	●	●		色度	5度以下であること
	●	●	●		濁度	2度以下であること

食品、添加物等の規格基準

水の種類	検査対象者	関連法令・省庁・協会	基準
食品製造用水	食品工場	食品衛生法	食品、添加物等の規格基準

食品製造用の水は、食品衛生法による基準を満たす必要があります。

食品、添加物等の規格基準

項目	基準値	項目	基準値
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	フェノール類	フェノールとして 0.005mg/l以下であること
大腸菌群	検出されないこと	マンガン	0.3mg/l以下であること
カドミウム	0.01mg/l以下であること	塩素イオン	200mg/l以下であること
水銀	0.0005mg/l以下であること	カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること
鉛	0.1mg/l以下であること	蒸発残留物	500mg/l以下であること
ヒ素	0.05mg/l以下であること	陰イオン界面活性剤	0.5mg/l以下であること
六価クロム	0.05mg/l以下であること	銅	1.0mg/l以下であること
シアン	0.01mg/l以下であること	有機物等(過マンガン酸 カリウム消費量)	10mg/l以下であること
硝酸及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下であること	pH値	5.8以上8.6以下であること
フッ素	0.8mg/l以下であること	味	異常でないこと
有機リン	0.1mg/l以下であること	臭気	異常でないこと
亜鉛	1.0mg/l以下であること	色度	5度以下であること
鉄	0.3mg/l以下であること	濁度	2度以下であること

水の種類	検査対象者	関連法令・省庁・協会	基準
公衆浴場水	銭湯 ホテル・旅館	厚生労働省	公衆浴場における水質基準等に関する指針

公衆浴場及び浴場業を営む者は、入浴施設に水道水以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水に使用する場合は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合するよう年に1回以上の検査を受ける必要があります。

公衆浴場における水質基準等に関する指針

1.原湯・原水・上り用湯・上り用水		
項目	水質基準	検査頻度
色度	5度以下	1回/年
濁度	2度以下	
水素イオン濃度	pH5.8～8.6	
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/l以下	
大腸菌群	50ml中に検出されないこと	
レジオネラ属菌	検出されないこと(10CFU/100ml未満)	

2.浴槽水		
項目	水質基準	検査頻度
濁度	5度以下	1回/年 (連日使用は2回/年、 塩素消毒なしは4回/年)
過マンガン酸カリウム消費量	25mg/l以下	
大腸菌群	1個/ml以下	
レジオネラ属菌	検出されないこと(10CFU/100ml未満)	

水の種類	検査対象者	関連法令・省庁・協会	基準
プール水	プール施設 学校	厚生労働省 文部科学省	遊泳用プールの衛生基準 学校環境衛生基準

検査項目により、毎日、毎月一回以上、年一回以上の定期検査が求められています。

遊泳用プールの衛生基準(学校衛生環境基準)

項目	水質基準	検査頻度
水素イオン濃度	pH5.8～8.6	1回/月
濁度	2度以下	1回/月
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/l以下	1回/月
遊離残留塩素濃度	0.4mg/l以上1.0mg/l以下	3回/日
大腸菌	検出されないこと	1回/月
一般細菌	200CFU/ml以下	1回/月
総トリハロメタン	概ね0.2mg/lが望ましい	1回/年
レジオネラ属菌 (気泡浴槽、採暖槽等対象)	検出されないこと	1回/年

※遊離残留塩素濃度は、プールの対角線上3点以上を選び、表面及び中層の水について測定し、すべての点で0.4mg/l(ミリグラム毎リットル)以上であること。また、1.0mg/L(ミリグラム毎リットル)以下であることが望ましい。

※学校プール(学校教育法第一条に規定する学校に設置されたプール)は、学校環境衛生基準によりレジオネラ属菌を含まない、上記水質基準となる。

関連登録資格	計量証明事業所登録 濃度第31号、建築物飲料水水質検査業登録 県12水第1号 水道法20条登録水質検査機関 第183号
関連資格者	環境計量士(濃度)、理学博士、建築物環境衛生管理技術者
関連主要設備	ガスクロマトグラフ質量分析装置、液体クロマトグラフ質量分析計、 イオンクロマトグラフ、ICP発光分析装置、ICPMS分析装置、吸光光度計他

実績の一例

公共機関 愛知県:環境部 名古屋市:上下水道局 名古屋市:市民経済局 安城市:環境保全課	一般企業 金属製品製造業 工場排水水質検査 化学工業 レジオネラ属菌検査 廃棄物処理業 浄化槽放流水検査 不動産管理業 プール水、浴槽水検査
学校 国立大学 残留塩素測定 循環ろ過装置出口水質検査	その他 輸送用機械器具製造業 専用水道検査 その他の製造業 水処理設備検査